

ひまわり 向日葵

令和元年
第263号

公益社団法人
東村山法人会
会報誌

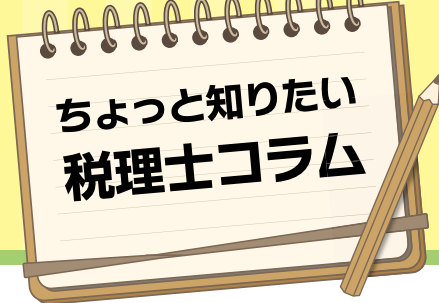


アジサイ咲く箱根登山鉄道

主な 内容

ちょっと知りたい税理士コラム……………	2-3	会社紹介……………	11
税務署だより……………	4-5	事業継承セミナー実施報告／源泉所得税実務研 修会等実施報告／ビジネスマナー研修実施報告 ／女性フォーラム参加報告……………	12
支部・部会税制研修会実施報告／ブロック経 営講演会実施報告……………	6	人人……………	13
教えて税理士さん!／立川都税事務所からの お知らせ……………	7	法人会入会案内／新人会員紹介コーナー……………	14
社労士column……………	8	租税科学教室のご案内……………	15
地域の名所／地域のイベント情報……………	9	支部・部会報告会、交流会実施報告……………	16-17
青年部会経営講演会実施報告／青年部会主 催経営講演会のご案内／法人会セミナーの ご案内……………	10	全法連東法連表彰者……………	18
		法人会行事のご案内……………	19
		recipe……………	20





税務調査

法令等で

今回は税務調査についてお伝えしたいと思います。オリンピックが4年に1度の周期で開催されるように、会社であると、間隔は違えど定期的に税務調査があります。経営者としての経験が長い方にとっては、慣れているかもしれませんが、会社を設立して未だ税務調査を受けたことがない方にとっては、初めての経験ということで不安に思われる方もいらっしゃるかと思います。今回は国税の税務調査の手続き等について、法令等から紹介していきたいと思います。紙面の都合上、簡便に記載している部分がありますこと、ご了承ください。

1 税務調査と査察の違い

「調査」とは、法律(質問検査権)に基づき、納税義務者の課税標準等又は税額等を認定、処分を行なう目的で職員が行なう証拠資料の収集、要件事実の認定、法令の解釈適用等をいいます。納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的で行なう行為に至らないもの、例えば、納税義務者が提出した申告書について自発的な見直しの要請、それに加え必要に応じて修正申告書の自発的な提出の要請等については、「行政指導」となり調査には該当しません。

「査察」とは悪質な脱税等の犯則事件を対象に、必要があれば裁判所の許可状を取得し捜査が行なわれるものとなります。その捜査に基づき、検察庁への告発の可否判断が行なわれることとなります。

2 税務調査の事前通知

税務職員が納税義務者に対し、実地の調査(納税義務者の事業所等に臨場して行なう調査)をする場合には、相当の時間的余裕をもって、原則電話にて事前に通知することとなっています。ただし、調査対象者について、事前に保有する情報に鑑み、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には事前の通知は必要とされていません。

3 税務調査の事前通知の相手先

事前通知は納税義務者、法人であれば代表者に対して通知されることとなりますが、法人の場合には経理担当責任者等を通じて通知されることも差し支えないこととなっています。納税

義務者に税務代理人(税理士等)がいる場合には双方に伝えることとなっています。税務代理人がいる場合において事前に納税義務者の同意の旨の記載がある税務代理権限証書の提出がされている場合には税務代理人のみに通知すればよいこととなっています。この場合、税務代理人から納税義務者に伝達する流れになります。

4 税務調査の事前通知の内容

事前通知の内容は下記の事項となります。

- ① 実地の調査を行なう旨。
- ② 調査を開始する日時。
- ③ 調査を行なう場所。
- ④ 調査の目的。
- ⑤ 調査の対象となる税目。
- ⑥ 調査の対象となる期間。
- ⑦ 調査の対象となる帳簿書類その他の物件。
- ⑧ 調査の相手方である納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人の場合には名称及び所在地)。
- ⑨ 調査を行なう職員の氏名及び所属官署(職員が複数の場合、代表者の氏名及び所属官署)。
- ⑩ 調査開始日時又は調査開始場所の変更に關する事項。
- ⑪ 事前通知事項以外の事項について非違が疑われることとなった場合、その事項に關し調査を行なうことができる旨。



5 税務調査の開始日時又は場所の変更

調査開始日時等は、事前通知の際に、あらかじめ納税義務者及び税務代理人の都合を尋ねられ考慮されたうえで調整決定されます。この後、納税義務者(税務代理人を含む)が合理的な理由により調査開始日時等の変更を求めた場合には税務当局で協議することとなります。合理的な理由とは、例えば病気・怪我等による一時的な入院や親族の葬儀等の一身上のやむを得ない事情、業務上やむを得ない事情がある場合等が挙げられます。

6 税務調査時の手続等

- ① 実地調査をする場合には、税務職員は身分証明書及び質問検査章を必ず携帯し、提示して調査のために訪問した旨を明らかにしたうえで調査を行なうこととなっています。
- ② 税務職員は調査について必要があるときは提



出された物件(帳簿書類等)を留め置く(預かる)ことができます。例えば、どのような時に、預かることになるかというと、

- イ. 調査先の事務所等においてスペースがなく効率的に調査を行えない場合。
- ロ. 帳簿書類等の写しが必要であるが調査先にコピー機がない場合。
- ハ. 相当分量の帳簿書類等を検査する必要があるが、税務署等において検査が可能であり、調査先の負担や迅速な調査のため合理的であると認められる場合。

預かる場合には、物件の提出者に「預り証」の交付がされます。この場合の預かる物件は、写し(コピー)ではなく原本を預かる場合です。「預り証」には物件の名称、種類、数量、提出年月日、提出者の氏名、住所が記載されます。返還の際には「預り証」と引き換えになります。

③納税義務者が下記に該当した場合には、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処されるとの規定があります。

- イ. 税務職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は検査等を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合。
- ロ. 物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(写しを含む)を提示し若しくは提出した場合。

ちなみに国税の調査徴収等に従事している者又は従事していた者が従事していた事務に関し、知ることができた秘密を洩らし又は盗用したときは二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処せられますとの規定もあります。

④税務調査の現場において納税義務者の代わりに調査につき主張、陳情を行なうことは税務代理行為に当たるので税務代理人しか行なえません。税務代理人以外の第三者が立ち会うことは、調査担当者である国家公務員の守秘義務の観点から断られます。納税義務者の経理担当従業員等は調査を円滑に進めるために調査担当者が必要と認めた範囲で同席が認められます。

7 税務調査終了の際の手続等

①実地調査を行なった結果、更正決定等の規定による納税の告知をすべきと認められない場合には、税務署長等から更正決定等をすべきと認

められない旨の書面が通知されます。

②国税に関する調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、納税義務者に対し、調査結果の内容等(税目、課税期間、更正決定等をすべきと認める金額、その理由等)について原則口頭にて説明されます。また、修正申告等が勧奨されます。修正申告等に応じるかは納税義務者の任意の判断によります。調査結果に対し修正申告書等を提出した場合には、不服申し立て(税務当局に対し処分の取消し等を求める手段)ができないこと及び更正の請求(修正申告等した税額等の減額を求める手段)はできる旨の説明が記載された書面が交付されます。税務代理人がいる場合には、税務代理人に通知してもらうこともできます。

最後に

税務調査は心地の良いものではありませんが、経営者のなかには喜ばれる方もいます。理由は税務調査を会計監査の義務がない会社にとっての、第三者のチェック機能として受け止めているとのこと。実際、税務調査において従業員の横領等、不正行為が見つかることも少なからずあります。常日頃、適正に処理していれば、気にすることはありません。あまり不安がらずに対応してください。

Profile 牧野 友彦

東京税理士会東村山支部所属

大学卒業後ゲームソフト会社に就職し当該会社が出版する漫画雑誌の編集職に従事。

退職後、税理士資格取得に向け浪人生活。

開業までの約12年間サラリーマン税理士として修行。修行期間中カンボジアのプノンペンに約1年半駐在。

2004年12月 税理士試験合格 税理士資格取得(簿記論、財務諸表論、法人税法、所得税法、相続税法)

2009年3月 税理士登録

2016年1月 開業

2018年6月 経営革新等支援機関に認定

- 事務所 牧野友彦税理士事務所
西東京市田無町5-1-4 小松ビル201号
- TEL 042-497-4242
- URL tm-cpta.com

税 務 署 だ よ り



消費税の軽減税率制度の導入について

令和元年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)」を対象品目として、軽減税率制度が実施されます。

軽減税率対象品目の税率は8% (標準税率は10%)となります。

1 軽減税率の対象品目

飲 食 料 品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の一体資産を含みます。

なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

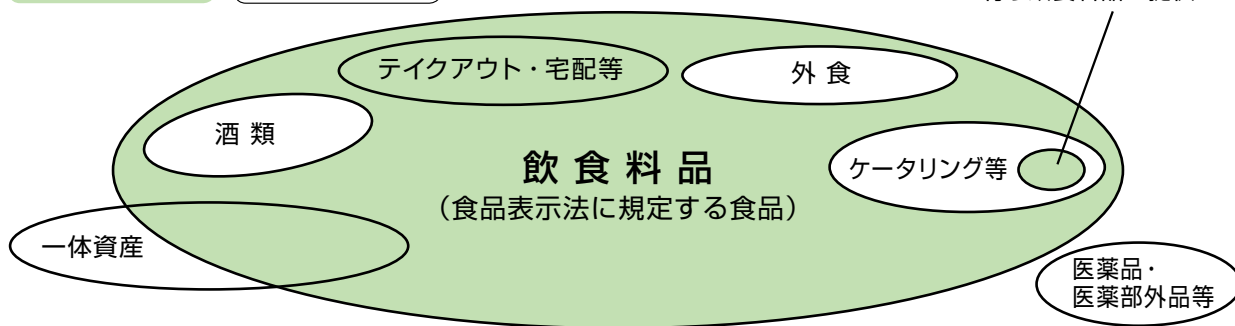
新 聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



(主な用語の意義・留意点)

飲食料品	飲食料品とは「一般に人の飲用又は食用に供するもの」です。 例えば、工業用の塩は、軽減税率の対象となる飲食料品に含まれません。
外 食	外食とは、飲食店営業等を営む者がテーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において、飲食料品を飲食させるサービスをいいます。
ケータリング	ケータリングとは、相手方の指定した場所で行う加熱、調理又は給仕等のサービスを伴う飲食料品の提供をいいます。
テイクアウト・宅配等	飲食店営業等を営む者が行ういわゆるテイクアウト・宅配等は軽減税率の対象となります。
一体資産	一体資産とは、おもちゃ付きのお菓子のよう、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。 一体資産のうち、税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合、全体が軽減税率の対象となります(それ以外は全体が標準税率の対象となります。)

2 区分記載請求書等保存方式・適格請求書等保存方式の導入

仕入税額控除の要件として、令和元年10月1日からの4年間は区分記載請求書等保存方式(注1)が導入されます。また、令和5年10月1日からは適格請求書等保存方式(注2)が導入されます。

注1 区分記載請求書等^(※)及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。

※ 区分記載請求書等とは、現行の請求書等の記載事項に加えて、①軽減税率の対象品目である旨及び②税率ごとに区分して合計した税込対価の額を追加して記載したものをいいます。

注2 事業者から交付を受けた適格請求書^(※)と帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。

※ 適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。

適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。

なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

3 軽減税率制度導入は全ての事業者の方に関係があります

軽減税率制度の導入により、事業者の方は、日々の業務において、税率の異なるごとに売上げや仕入れ(経費)を区分経理した上で、申告・納税を行うことが必要となります。

具体的には、軽減税率の対象品目を取り扱っている事業者の方(飲食料品を取り扱う小売業・卸売業)はもとより、軽減税率の対象品目を取り扱っていない事業者の方や、課税事業者と取引を行う免税事業者の方も以下のような事務を行っていただくこととなります。

事業者の区分		事業の例	必要となる主な事務
課税事業者の方	軽減税率対象品目の売上げ・仕入れ(経費)あり	・飲食料品を取り扱う小売・卸売業(スーパーマーケット、青果店等) ・飲食業(レストラン等)	① 発行する請求書等は区分記載請求書等へ ② 取引先から、区分記載請求書等を受領し、日々の取引を税率ごとに記帳するなどの区分経理 ③ 申告時の税額計算 ※仕入れのみの場合は②と③
	軽減税率対象品目の仕入れ(経費)のみあり	会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等	
免税事業者の方	軽減税率の対象品目の売上げあり		課税事業者と取引を行う場合に相手方から区分記載請求書等の交付を求められる場合あり

- 消費税の軽減税率制度についての最新情報などの詳しい情報は、国税庁ホームページの軽減税率特設サイトをご覧ください。

⇒ <http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>

- 中小企業等の方には、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等を行う際に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度(令和元年9月30日完了期限)があります。詳細は、軽減税率対策補助金事務局のサイトをご覧ください。⇒ <http://kzt-hojo.jp>

支部・部会税制研修会 実施報告



宮下法人審理担当上席



杉村法人審理担当官

4月16日(火)から5月24日(金)の間に開催された各ブロック・部会の報告会に接続して税制研修会が開催されました。講師は、東村山税務署法人課税第1部門宮下法人審理担当上席及び杉村法人審理担当官にお願いし「平成31年度税制改正及び消費税軽減税率制度の概要について」分かり易くご説明いただきました。

研修状況



東村山



小平



西東京



東久留米



清瀬



青年部会



女性部会

ブロック経営講演会 実施報告

令和元年5月10日(金)から5月23日(木)の間に開催された各支部合同報告会に接続して、経営講演会を行いました。特定社会保険労務士の石津雄美氏、奥水香氏及び古川智子氏、玉井百合子氏に「社長さんの年金問題」と題してご講演いただきました。



講演状況



奥水香氏



古川智子氏



玉井百合子氏

教えて 税理士さん!



「教えて税理士さん!」コーナーでは、経営者としていまさら聞けない税に関するご質問やお悩み、疑問等に税理士さんがお答えします。



質問

私の会社では、飲食料品の取り扱いが無く10月からの消費税引き上げは、関係ないと思っていましたが、知り合いの税理士さんから「多くの事業社に関係するので、準備が必要」と聞きました。どういことでしょうか? (西東京市 M.E.)

回答

たとえば飲食料品を一切売ってなくても買うことはあるでしょう。社内会議用にお茶を買った、贈答用にお菓子を買ったなど。こういった軽減税率(8%)対象商品を購入した際には帳簿に「軽減税率の対象である旨」を記載しなければなりません。お歳暮に紅茶とティーカップの詰め合わせを贈った、社員への差し入れに栄養ドリンクを買った。これらは帳簿や会計ソフトには10%で処理するのか、8%で処理するのか。領収書やレシートを見れば購入したもののうちどれが10%でどれが8%かは明記してあるはずですが、中にはレジが複数税率に対応していないお店もあるかもしれません。経理事務は職員に任せているかもしれませんが、職員への周知は必要です。また、複数税率に対応した会計ソフトへのバージョンアップ、新規購入も必要になります。

ちなみに、紅茶とティーカップの詰め合わせのような食品とそれ以外の物をセットで販売する場合、税抜価額1万円以下で食品の値段が全体の値段の2/3以上ならそのセット商品は税率8%になります。本来は税率10%のティーカップが8%で購入できるお得な販売形態であり、こういったセット商品が増えていくかもしれません。



回答者

東京税理士会東村山支部所属 米野純一税理士事務所
税理士 社会保険労務士 米野 純一

立川都税事務所からのお知らせ

ー都税についてのお知らせー

都税の証明書等の郵送請求は 「都税証明郵送受付センター」宛にお願いします

東京都では、郵送による都税の証明書等の発行業務を「都税証明郵送受付センター」で集中して行うこととなりました。都税の証明書等を郵送にてご申請される場合は、以下の宛先にお送りください。

郵送請求先

〒112-8787

東京都文京区春日1-16-21 都税証明郵送受付センター

都税証明郵送受付センターで取り扱う証明書等とその手数料

証明書等の種類	手数料額
都税の納税証明書	1件1税目につき400円 ^{※1}
自動車税納税証明書(継続検査等用) ^{※2}	無 料

※1 同一税目についての数年度分の証明は1件となります。また、法人の事業税・地方法人特別税、法人の都民税は2税目と数えます。

※2 運輸支局等において電子的に納税確認が可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できるようになっています(納付後最大10日程度かかります。)

上記以外の証明・閲覧、公用照会(固定資産評価証明書交付依頼書による申請を含む。)などは、都税証明郵送受付センターではお取り扱いできませんので、所管の都税事務所・支所(納税証明書のみ取扱い)に申請をお願いします。

お届けまでに概ね1週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。

○詳しくは、主税局ホームページをご覧ください。

都税証明郵送

検索



高齢者の就労機会を増やし、 年金の受給開始年齢引き上げ も視野に！

1 去る5月15日、政府は、未来投資会議において、就労希望の高齢者が70歳まで働ける改正高年齢雇用安定法改正案概要を発表しました。会社の対応策として70歳まで定年を延長するほかに、他企業への再就職及び起業サポート等を努力義務として取り組むことになります。

安倍晋三首相は、席上「元気で意欲ある高齢者に経験や知恵を社会で発揮してもらえるように法改正をめざし、個々の高齢者特性に応じ多様な選択肢を準備する」と発表しました。

2 平成25年4月からの厚生年金の支給開始年齢の引上げにより、多くの会社の定年が60歳でそれ以降、無年金・無収入となるリスクに対する年金支給と雇用との接続が課題となっていました。定年後原則として希望者全員の再雇用を企業に義務付ける改正高年齢雇用安定法の改正案が、平成24年8月29日に成立しました。主な内容は、以下のとおりです。

- イ 継続雇用制度の対象となる高齢者につき事業主が労使協定により定める基準により限定できる仕組みが廃止されました。
- ロ 継続雇用制度の対象となる高齢者が雇用される企業の範囲をグループ企業まで拡大する仕組みが設けられました。
- ハ 雇用確保措置義務の勧告に従わない企業名を公表されます。
- ニ 事業主が講ずべき雇用確保措置の実施および運用に関する指針が策定され、就業規則に定める解雇・退職事由(年齢に係るものを除く)に該当する場合には、継続雇用しないことができることが明示されました。

3 まとめますと、会社が取り組むべき対応策として、これまでの①定年延長、②定年廃止、③再雇用に加えて、④他社への再就職サポート、⑤フリーランサー活動への資金提供、⑥起業サポート、⑦NPO活動などへの資金提供などが挙げられています。

4 政府は、会社のコスト増に配慮して雇用制度と併せて年金制度も見直し、公的年金の受給開始年齢を70歳以降でも可能として、受給額増額と高齢者の就労意欲促進を目指す模様です。

人生100年の超高齢化が進み、生産年齢人口は減少する構造に歯止めがかからない以上、現実的な対応策にしっかりと取り組まざるを得ませんね。

筆者紹介

石津 雄美(いしづ たかよし) 2019年6月1日現在

石津社労士事務所 所長(特定社会保険労務士、東京都社労士会武蔵野支部所属)
オールフォーオール 代表(経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所行政協力相談員、国分寺市指定管理者評価委員、東京都商工会連合会エキスパートバンク担当専門家、シーツ(株)代理店、O3S(ワンストップソリューションサービスチーム)= AFAC 主宰)
一般社団法人ウェルフルジャパン(WFJ)会員

略歴
■昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業
損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
■保有資格 ライフ・コンサルタント(生保協会)、年金アドバイザー3級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)
■平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格一特定社労士資格取得
■平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得(全国社会保険労務士会連合会)

事務所
■所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43
■TEL 090-1738-7991
■e-FAX 03-4496-5373
■e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp



地域の名所

氷川神社

小平市回田町一三六―四

廻り田新田は、狭山丘陵の東南にあった廻り回田村（現東村山市回田町）を親村とする新田で草刈場を確保するため、享保11年（一七二六年）に中野新田から土地を譲り受けて発足しました。

はじめの頃は、家を造って定着する人もありませんでしたが、次第に定住が進み、精神的支柱としての神社の建立が要望されるようになりました。

そこで宝暦5年（一七五五年）に新田の有力者である弥兵衛の持地を社地として提供してもらい、本村の氷川神社と稻荷明神の両方の枝宮としてこの神社が勧請されました。

現在の社殿は安政6年（一八五九年）に再建されたものと言われています。



地域のイベント情報

東村山

ふいーりんぐフェス

“あったかネットワーク
はじめの一步”

- 【日 時】 6月23日(日)
午前10時～午後4時
【会 場】 秋津公民館(秋津町2-17-10)
【問合せ】 市民相談・交流課
☎(042)393-5111(代)

男女共同参画週間にあわせ、親子料理教室や講座、マザーズハローワーク、女性団体連絡会等によるパネル展示など「男女共同参画」を身近に感じていただくためのイベントです。子どもが楽しめる遊びのスペースも用意しています。

清瀬

オオムラサキケージの
一般公開

清瀬市では、雑木林の整備(若返り)を目的に雑木林の象徴として国蝶「オオムラサキ」の飼育を行っています。清瀬で生まれたオオムラサキをぜひご覧ください。

- 【日 時】 ①6月12日～7月10日の
毎週水曜日午後2時～4時(5回)、毎週日曜日
午前10時～午後3時(4回)、いずれも雨天中止
【場 所】 伊藤記念公園 台田の杜
(中里六丁目66、西武池袋線清瀬駅北口から次のいずれかのバスに乗車。【清64】清瀬市役所
経由 台田団地行き、【清64-2】中里経由 台
田団地行き、いずれも「下戸」下車、徒歩5分)

※直接会場へ。10人以上の場合のみ平日に限り予約可。電話で下記へ。

【申込み・問合せ】 清瀬市水と緑の環境課緑と公園係
☎042-497-2098へ

青年部会経営講演会

実施
報告

平成31年4月16日(月)青年部会主催第1回経営講演会が開催されました。一般の方へも告知を行い、当日は青年部会員をはじめとして40名を超える方に参加を頂きました。講師に落語家の三遊亭とむさんをお迎えし、『伝統を受け継ぎ新たな時代を開く「ユーモア」の力』と題し、ご自身の経歴や経験をもとに困難を切り抜けるユーモアの大切さを語って下さり、更に落語を2題ご披露頂き、会場は笑いとお熱気に包まれました。



三遊亭とむ氏



講演状況

ご案内

青年部会主催
経営講演会のご案内

フードプロデューサーKIYO氏
(南 清貴)

参加費・予約
不要!

定員
180名

あなたのその「食事」本当に大丈夫?

食事は、単なる栄養補給ではありません。「いつ」「どこで」「どんな雰囲気の中で」「どんな人と一緒に」「どんなスタイルの食事をするか」食事にはその人物像が反映されます。健康的に生きるための食事について一緒に考えてみませんか?

【開催日】令和元年7月2日(火)15時～17時

【会場】清瀬市アミューホール(清瀬市元町1-2-11アミュー内)

東村山法人会

セミナーのご案内

参加費
無料!!

新設法人説明会	7月1日(月)	13時～15時40分
消費税軽減税率制度説明会	//	16時～16時50分
決算法人説明会	7月2日(火)	13時～15時30分
消費税軽減税率制度説明会	//	16時～16時50分
決算法人説明会	8月6日(火)	13時～15時30分
消費税軽減税率制度説明会	//	16時～16時50分
税務教室「寄附金と交際費の取扱い」	8月20日(火)	15時～16時

※決算法人説明会はどちらの日程も同一内容です。ご都合の良い日にお越し下さい。

※決算と新設法人説明会終了後16時より「消費税軽減税率制度説明会」を開催します。この説明会のみ参加することもできます。

《3日でマスターする消費税集中セミナー講座》

- ① 消費税軽減税率制度(制度理解編)7月4日(木)14時～16時30分
- ② 消費税軽減税率制度(実務運用編)7月11日(木) //
- ③ 消費税インボイス方式と請求書等の記載方法7月18日(木) //

【講師】五島秀明氏(東京税理士会所属税理士)

【受講料】各回1,500円(全3回通し4,000円) ※テキスト代、お茶代込み

どなたでも参加できます!

参加ご希望の方は東村山法人会事務局にお電話ください。☎042-394-7654



hanaha株式会社

「絶対にこのままでは終わらせない」



そう決意し、2016年に父の始めた生花店の跡を継ぎ法人化。「hanaha株式会社」と名前を変え再スタート致しました。ギフトからお悔みまで取り扱う生花小売業を主としております。



「人と同じことをしてはダメだ。これまでにない形で喜んでもらえるものがあるはず」との思いから2018年10月に日本で初めてとなる、国内最高級品質のバラ100本で作る花束“のみ”を扱う超特化型オンラインストア「100本のバラ専門店」をオープン。

～「一生忘れられない花束」をコンセプトに据え、美しいバラとともに一生の思い出をお届けする～

実店舗とは全く異なる世界観とコンセプト。それに共感して下さった多くのお客様ののおかげで、開店4ヶ月で70万店舗が参加するBASEオンラインショップランキング上位1%にランクインを果たしました。また「100本のバラ」のgoogle検索においても上位をキープ。ゼロからサービスを立ち上げた自分にとってその喜びは格別でした。

2019年3月にはJ-WAVEの番組へ生出演。

番組ナビゲーターを卒業される著名アーティストへ、生放送中に100本のバラサプライズプレゼントを成功させました。

また起業家向け大手ウェブメディア等への掲載を経て認知度を高めるとともに、目の見えない方向けへのお花のサービス等、新しい事業を展開させております。

オンライン事業を進める一方、東村山市内の実店舗では植物を使った作品が自由に作れるよう店内を一部開放したり、地元店舗との共同でワークショップを多数企画・実施しております。

植物を身近に楽しんでもいただき、かつ地域とのつながりを強める取り組みを進めながら自分たちの街へ恩返しをしていきたいと考えております。



本間 直紀

hanaha株式会社

- 代表取締役 本間 直紀
- 所在地 東村山市栄町2-21-8 第1徳田ビル
- Tel/Fax 042-394-1587
- HP 100本のバラ専門店 <https://hyakubara.com/>
raul 見えない人のための花屋 [https://raul.shop/hanaha\(株\)](https://raul.shop/hanaha(株)) <https://www.hanaha.jp/>

事業承継セミナー 実施報告

5月23日(木)14時30分より東村山法人会館において事業承継セミナーを開催しました。講師に(株)国土工営・中小企業診断士の上甲覚氏をお迎えし、必ず取り組んでいただきたい対策を、分かり易くご説明いただき、受講者から大変ためになったと感想をいただきました。

なお、同講師による個別相談会も実施しておりますので、ぜひご参加ください。日程等につきましては東村山法人会事務局にご連絡ください。
☎042-394-7654



講師 上甲覚氏

源泉所得税実務研修会等 実施報告

5月16日(木)東村山法人会館において「源泉所得税実務研修及び消費税の軽減税率制度研修」が開催されました。源泉所得税実務研修会では東村山税務署法人課税第2部門室橋源泉審理担当上席に講師をお願いし、源泉所得税の問題の演習と解説・講義をして頂きました。消費税の軽減税率制度研修では法人課税第1部門杉村法人審理担当官に10月1日から適用となる「軽減税率制度の概要」について取扱商品の適用税率の確認や適応税率毎の区分経理の要領など説明いただきました。参加者から大変ためになったと好評でした。なお、東村山法人会では月に1回消費税軽減税率制度研修会を開催しています。是非ご参加ください。



室橋源泉審理担当上席



杉村法人審理担当官



研修状況

ビジネスマナー研修 実施報告

5月16日(水)東村山法人会館において今年度で7回目となる「ビジネスマナー研修」が開催されました。講師にミサワTG&Sオフィス(株)代表取締役三澤雅史氏をお招きし、ビジネスマンの必須要件である社会人としてのマナーや基本的な仕事の進め方などについて実践的な研修を行って頂きました。名刺交換や電話対応の実演演習は新入社員の方々だけでなく中堅社員の方々からもためになったと大変好評でした。



三澤雅史氏



名刺交換の実技

第14回 法人会全国女性フォーラム 参加報告

4月25日(木)、第14回法人会全国女性フォーラムに白石女性部会長以下3名が参加しました。今年の女性フォーラムは、富山県の富山産業展示館(テクノホール)において、全国から約1,600名の法人会女性部会員が集まり、盛大に開催されました。

第1部では、俳優であり映画監督の奥田瑛二氏による「わが映画人生」と題した記念講演が行われました。生い立ちから、奥さんとの出会い、映画についての考え方、子育て等について語っていただき、大変興味深い講演でした。

第2部大会式典は、国歌斉唱からはじまり、女性部会活動報告や大会宣言、スローガン唱和、

次年度担当の愛媛県連への大会旗伝達などが行われました。

第3部の懇親会では、様々な地域の女性部の方々と交流を行い、税に関する絵はがき募集を初めとする当会の活動に参考となる大変有意義なフォーラムとなりました。

また、各法人会の「税の絵はがき」優秀作品が会場内で展示され、子供さんの力作に感しました。



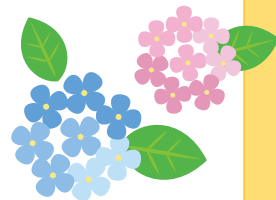
東村山最優秀作品と白石部会長、塩月副会長



ひと
ひと

東久留米第3支部

粕谷 基 さん



こんにちは、株式会社国栄^{こくえい} 代表
取締役の粕谷と申します。

弊社は一九六二年一月に創業し、
今年で57年目に入りました。

現在は2代目の私が社長に就任し
ております。営業品目は紙への印刷
物なら何でもご注文をお引き受けし
ております。名刺、はがき、ポスター、
広告チラシ、冊子、新聞など幅広く
営業しております。印刷物の企画デ
ザインから製本、後加工、仕上がり
までの日程もお客様のご要望に合わ
せたご相談をさせていただいており
ます。

主な商品としては、社内に商業輪
転印刷機2台を設備していますの
で、新聞折込広告を得意としていま
す。又、名刺、はがき、少量カラー
印刷物用には枚用平版印刷機、オン
デマンド印刷機を設備しています。
創業以来、考えていたことは、「印
刷物を刷って提供するだけの企業で
あつてはならない。社会生活を営む
にあつて、より生きがいある価値
観を探し、新しい創造を提案し、初
めは小さなことでも、やがて大きく
育てるための仕事として支える使命
を果たしていきたい」ということを
目指しています。

そして、私は以前より人は仕事と
同時に自分が生活する地域社会には
貢献・協力・奉仕活動をすることは
大切なことである。という信念を
もっております。そのため、近隣の
いくつかの団体に所属しておりま
す。特に、「東久留米ロータリーク
ラブ」、「東久留米経友会」、「東久留
米商工会」、そして東村山法人会で
す。

これらの団体の皆様といろいろな
活動を通じ、多くの事を学び、楽し
みを分かち合い、充実した人生を
過ごしています。特に、東久留米
ロータリークラブでは二〇一七く
二〇一八年度の会長職をさせていた
できました。

また、個人の趣味としては写真（風
景、街、花など）の写真を撮るのが
好きです。最近、東久留米の「写団
東久留米」という写真の好きな方々
の団体にも所属させていただき、さ
らに楽しくやっています。

こんな私ですが、法人会でも仲良
く、今後ともお付き合い頂ければ幸
いに思います。
どうぞよろしくお願い申し上げます。



法人会にご入会ください

1

法人会は法人の学校であり良き相談相手を見つけることが出来る魅力ある経営者の団体です

- 1) 税務、経営等に関する様々な説明会、研修会及び無料労務相談を行っております。
決算法人説明会、新設法人説明会、税務教室、e-Tax・eLTAX講習会、パソコン教室など税務、経営に役立つ研修を開催しています。
- 2) 本部、ブロック、支部による会員相互の異業種交流を積極的に行っています。

2

法人会は幅広い相互扶助事業を行っています

- 1) 生命保険と損害保険を組み合わせた事故死亡の場合最高1億円の保障が得られる経営者大型保障制度に加入できます。
- 2) 特定退職金共済制度に加入でき大企業なみの退職金制度を確立できます。
- 3) 経営者、従業員の健康管理のため生活習慣病健診を特別料金で受診できます。

3

法人会は税制改正要望運動を推進しています

全国80万社の法人会の大きな力で、税法が私達中小法人に有利になるよう税制改正要望運動を行っています。

ご入会に関するお申し込み・お問い合わせ 東村山法人会 TEL 042-394-7654

新入会員紹介コーナー



季節のお魚と和食が自慢の居酒屋です。

当店は東京都杉並区八幡山にあり、京王線八幡山駅から徒歩2分ほどの場所にあります。毎日の仕入れから、新鮮な食材をふんだんに使い、一品一品手間を惜しまずお作りしております。リーズナブルに本格料理をお楽しみいただけるのも個人店である当店だからこそ。季節やその時々のおすすめメニューも日替わりでご用意しております。皆様のご来店を心よりお待ちしております！

- 法人名 (株)ほうの木
- 代表者 朴 志夏
- 住所 杉並区上高井戸1-8-3-1F
- 支部 東久留米第3支部
- HP <http://hounoki.com/>
- 電話 03-3304-8355
- 会員区分 正会員

新入会員紹介

自平成31年3月1日～至平成31年4月30日に入会された会員

所属支部名	所在地	法人名	代表者氏名	業種	電話番号
東村山第5支部	東村山市恩多町1-2-31	酒井クラウド会計事務所	酒井 隆行	税理士業務	042-397-3394
西東京第1支部	西東京市南町4-4-2-801	西東京テラス法律事務所	一瀬 晴雄	法律事務所	042-451-8265
西東京第2支部	西東京市田無町5-4-8-404	田崎経営労務事務所	田崎 敏男	社会保険労務士	042-461-2629
西東京第2支部	西東京市向台町4-13-35	(一社)ユニバーサル アクセシビリティ評価機構	尾林 和子	研究機関	03-6869-8223
西東京第3支部	西東京市田無町5-5-12	(福)西東京市社会福祉協議会	村田 利夫	社会福祉事業	042-438-3774
清瀬支部	清瀬市元町1-10-4	(株)みずほ銀行 清瀬支店	森永 崇裕	金融業	042-492-5813

ご案内

第8回
租税・科学教室

ぜいきんとプラネタリウム

【主催】 東村山法人会(税制・社会貢献委員会、青年部会)

【日時】 令和元年9月7日(土)

午前の部 10:00～13:55(受付9:30～)

午後の部 13:00～16:35(受付12:30～)

【内容】 1. 租税教室 税金についてのおはなし

プレゼントもあるよ♪

2. 大型映像とプラネタリウム

世界最大級のドームスクリーンで見る大迫力の映像

【募集期間】 6月14日(金)～8月9日(金)

【お問合せ】 東村山法人会事務局 ☎042-394-7654

多摩六都科学館
親子で計200名
無料で招待!

QRコードで
申し込み可!



従業員の退職金準備は

特退共

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度

(新企業年金保険)



特定退職金共済制度(特退共)の魅力

1. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
2. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
3. 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり昭和52年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約5,200社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。

○上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱いが変わる可能性もあり、将来を保証するものではありません。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-29-18-S(平成29年10月24日)P6965

資料請求・
お問い合わせは

TTK

公益
財団法人

東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>



支部・部会報告会、 交流会実施報告

4月16日(火)から5月24日(金)の間、各支部合同・各部会第7回報告会と交流会が開催されました。各会場には東村山税務署幹部のご臨席をいただき、平成30年度の事業報告と決算報告、令和元年度の事業計画と収支予算及び役員改選の報告が行われ、その後の交流会で親睦を深めました。各会場の様子を写真でご紹介します。

東村山 (5月17日(金)東村山法人会館)



白石ブロック長 挨拶



報告会状況



交流会状況

小平 (5月21日(火)ブリヂストンクラブ)



林ブロック長 挨拶



報告会状況



交流会状況

西東京 (5月23日(木)谷戸イチョウ・ホール)



尾林ブロック長 挨拶



報告会状況



交流会状況

報告

東久留米 (5月10日(金)東久留米商工会館)



高橋ブロック長 挨拶



報告会状況



交流会状況

清瀬 (5月24日(金)清瀬商工会館)



恩田副会長 挨拶



報告会状況



交流会状況

青年部会 (4月16日(火)東村山法人会館)



遠藤部会長 挨拶



報告会状況



交流会状況

女性部会 (4月22日(月)東村山法人会館)



白石部会長 挨拶

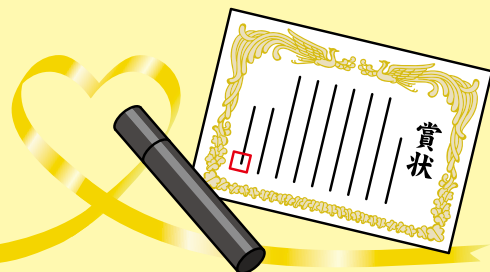


報告会状況



交流会状況

全法連・東法連表彰者



平成30年度の全法連・東法連感謝状及び記念品の贈呈式が6月12日(水)明治記念館において、ご来賓のご臨席のもと盛大に行われました。

(敬称略、支部順)



全法連功労者表彰受彰者

〈小 平〉猪上俊男(監事)

〈小 平〉豊田二夫(支部長)



東法連会員増強功労者表彰受彰者

(東法連表彰順)

〈西東京〉鎌田忠詞(税制・社会貢献委員長)

〈西東京〉小堀好美(支部長)

〈東村山〉當麻武勇(支部長)



東法連功労者表彰受彰者

〈東 村 山〉高橋 眞(支部長)

〈小 平〉神石直樹(支部長)

〈西 東 京〉清水正二(総務委員)

〈東久留米〉神藤栄一(事業研修委員長)

〈東久留米〉辻浩一郎(支部長)

〈清 瀬〉狩野 徹(広報委員)

1時間まで **無料**。お気軽にどうぞ!!

法人会の **法律相談**



1. 申し込み方法

(1) 東京法人会連合会 事業課 あて電話で申し込んでください。

TEL : 03-3357-0771 (土・日・祝日を除く午前9時~午後4時)

(2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。

(3) 申し込み状況によってはお断りする場合があります。

(4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を教えてください。

(5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで(祝日は除く)の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。(同一人の相談は月1回に限らせていただきます。)

3. 相談内容

法律全般。(相続等会社業務以外の相談も可。)

4. 担当法律事務所

羽野島法律事務所 羽野島裕二弁護士 他3名
港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル501号
TEL : 03-3592-0541 FAX : 03-3592-0543

5. 相談場所

左記法律事務所

交通：地下鉄 都営三田線「内幸町」駅(A3出口)徒歩3分

東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅(1番出口)徒歩5分

JR「新橋」駅(烏森口)徒歩7分

6. その他

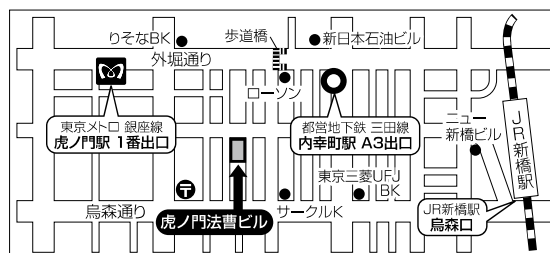
●無料相談時間は1時間までです。

(東京法人会連合会が負担します。)

●時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。

●料金は延長30分ごとに、5,000円(別途消費税)です。

その場で実費をお支払いください。



◇お問い合わせ先 (一社) 東京法人会連合会 TEL:03-3357-0771

法人会行事のご案内

令和元年5月31日現在

月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所
7. 1(月)	13:00	新設法人説明会	法 人 会 館	7.16(火)		生活習慣予防検診	田 無 タ ワ ー
//	16:00	消費税軽減税率制度説明会	//	//	14:00	個別融資相談会	法 人 会 館
7. 2(火)	13:00	決算法人説明会	//	7.17(水)		生活習慣予防検診	田 無 タ ワ ー
//	16:00	消費税軽減税率制度説明会	//	//	13:00	第2回税制・社会貢献委員会	多摩六都科学館
//	15:00	青年部会第2回経営講演会	清瀬市アミューホール	7.18(木)	13:00	東京都事業承継個別相談会	法 人 会 館
7. 3(水)		生活習慣予防検診	ハミングホール	//	14:00	消費税軽減税率及びインボイス方式セミナー③	//
7. 4(木)		生活習慣予防検診	//	7.25(木)	15:00	運輸部会研修会	//
//	14:00	消費税軽減税率及びインボイス方式セミナー①	法 人 会 館	7.26(金)		生活習慣予防検診	東久留米スポーツセンター
7. 5(金)	15:30	第2回組織・厚生委員会	部 外	7.30(火)		生活習慣予防検診	//
7. 8(月)	14:30	第2回女性部会役員会	法 人 会 館	8. 2(金)	13:00	国土工営事業承継個別相談会	法 人 会 館
//	15:30	第2回女性部会研修会	//	8. 6(火)	13:00	決算法人説明会	//
7. 9(火)	13:00	国土工営事業承継個別相談会	//	//	16:00	消費税軽減税率制度説明会	//
//	16:00	第2回広報委員会	部 外	8. 7(水)	13:00	労務経営相談会	//
7.10(水)	13:00	労務経営相談会	法 人 会 館	8.15(木)	13:00	東京都事業承継個別相談会	//
7.11(木)	14:00	消費税軽減税率及びインボイス方式セミナー②	//	8.20(火)	14:00	個別融資相談会	//
7.12(金)	16:00	生活習慣予防検診	部 外	//	15:00	第4回税務教室	//

Recipe 夏バテ、食欲ない時に とても簡単な一品

Instructor

東久留米第1支部
野島 貞夫さん



つくりかた

よく冷やした山芋とキュウリをおろして、
玉子の黄身と明太子を入れて、
昆布つゆを少しかけてよく混ぜると完成です。

※卵かけご飯・素麺とお蕎麦にも使えます。



材料

山芋

キュウリ

玉子

明太子

《調味料》

昆布つゆ少々

税に関する質問募集

「教えて税理士さん！」コーナーの質問を募集しています。(P7) 経営者として、いまさら聞けない税に関するご質問や悩み、疑問等をお寄せ下さい。

いただきましたご質問から1問ずつ税理士が回答し、会報誌「向日葵」に掲載します。

募集要項 質問を100字以内でお願いします。匿名でOK

- ①ホームページ「教えて税理士さん！」をクリックしてご記入下さい。
- ②メールまたはファクスで送信。
(質問を100字以内でまとめて下さい)
メールアドレス info@higashimurayama-hojinkai.or.jp クリック
ファクス番号 042-392-3820
- ③広報誌にはイニシャル等で掲載しますが、連絡のための連絡先をご記入下さい。 問い合わせ先 東村山法人会事務局 TEL042-394-7654

教えて税理士さん!



あなたの撮った写真

あなたの趣味に関する記事も募集しています

募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。選考し採用された写真または投稿を掲載させていただきます。なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

本誌の表紙を飾る写真とあなたの趣味に関する記事を募集しています。写真は、地域の話題のスポットや季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。趣味は、日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクション、自然観察などの記事を募集しています。

募集規定

- 写真 2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG, TIFF 推奨)
- 記事(文書) 200～400字程度
原稿用紙でもワードでも可

応募先

東村山法人会事務局 広報担当宛て 〒189-0014 東村山市本町1-23-6
TEL042-394-7654 e-mail info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

募集締切

締切は各号発行の2ヶ月前の月末までにご応募ください。

- 264号の締切は6月末まで
- 265号の締切は8月末まで
- 266号の締切は10月末まで
- 267号の締切は12月末まで
- 268号の締切は2月末まで
- 269号の締切は4月末まで



税に関する質問や表紙写真が採用となった方には、法人会の図書カードをプレゼントします。どしどしご応募下さい。



東村山法人会HP QRコード

スマートフォン等で読み取りしてください。



公益社団法人東村山法人会報[263号] 令和元年6月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654
www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp
制作：株式会社 国栄

禁
無
断
転
載